

『賢愚経』を構成する説話の帰属部派

平 岡 聡

はじめに

『賢愚経』は、『出三蔵記集』によると、河西の沙門である曇覚（あるいは曇学）や威徳ら八人の僧が于闐（Khotan）での大法会において胡語で説かれた説話を漢訳し、後に高昌（Karakhojo）でそれを集約して一本とし、445年に慧朗がそれを「賢愚経」と命名したと言う。では、そこにおいて聴聞された説話はいかなる部派に帰属する説話であったのかが問題になる。于闐という地理的条件から考えれば、当時カシュミールやガンダーラを中心とする西北インドで強大な勢力を誇示した説一切有部という部派名が想起されるが、しかし地理的条件のみで帰属部派を論ずることは不十分であり、内容の考察が不可欠であることは言うまでもない。

部派帰属の問題を解明するには様々な手法が考えられるが、律蔵に見られる説話で説かれている定型句に注目したり、また同種の説話を比較考察するのも有効な手法である。そこで説話の定型表現や説話の比較考察を中心に『賢愚経』所収の説話を精読すると、これらは様々な点において説一切有部との深い関係を示すことが確認される。そこで本稿では、『賢愚経』の説話に見られる説一切有部的な痕跡を逐一指摘し、『賢愚経』を構成する説話が説一切有部系のものであることを論証してみたい。

説一切有部的痕跡

①根本有部律等における説話の平行話

『賢愚経』には、『十誦律』や根本有部律、あるいは Divy. の説話とパラレルが見出せるので、干潟（1978: 68-72）を参考にして先ずはこの点を整理する。

- 第13話「慈力王血施品」…SBhV, ii 19.29-21.25; 『破僧事』(xxiv, 156b3-c26).
 第14話「降六師品」…『雜事』(xxiv, 53c16-56a9); Divy. 第12章.
 第17話「阿輸迦施土品」…Divy. 第26章.
 第20話「貧女難陀品」…『菓事』(xxiv, 329a5-333c13); Divy. 第7章.
 第21話「大光明王始發道心緣品」…『菓事』(xxiv, 72c1 ff.3).
 第22話「摩訶斯那優婆夷品」…『十誦律』(xxiii, 185b29-186b1); 『毘奈耶』(xxiv, 3b26-4b2).
 第23話「出家功德尸利苾提品」(後半)…Divy. 第18章.
 第30話「散檀寧品」…『菓事』(xxiv, 68b16-69a17).
 第31話「月光王頭施品」…Divy. 第22章.
 第34話「富那奇品」…『菓事』(xxiv, 7c7-17a21); Divy. 第2章.
 第35話「尼提度緣品」…『毘奈耶』(xxiii, 858a28-29).
 第42話「善事太子入海品」…SBhV, ii 110.31-115.26; 『破僧事』(xxiv, 178c25-180a14).
 第46話「優婆斯兄所殺品」…『毘奈耶』(xxiii, 654b29-658b2).
 第47話「兒誤殺父品」…『十誦律』(xxiii, 438b18-c3).
 第48話「須達起精舍品」…『十誦律』(xxiii, 243c20 ff.); AdhV, 14.13 ff; SbhV, i 166.16; 『破僧事』(xxiv, 138b18 ff.).
 第51話「迦毘梨百頭品」…『毘奈耶』(xxiii, 668c19-675a4).
 第57話「波婆離品」…『菓事』(xxiv, 25b11-26a29); Divy. 第3章.
 第58話「二鸚鵡聞四諦品」…Divy. 第16章.
 第64話「頂生王品」…『菓事』(xxiv, 56b4-57a15); Divy. 第17章.
 第67章「優婆鞠提品」…Divy. 第26章.

(これは有部系資料とのパラレルのみを記している)

こうして纏めてみると、満遍なく説一切有部系の説話が『賢愚経』に存在することが理解される²⁾。さらに説一切有部の痕跡を辿ってみよう。

② 黑白業の対象としての独覚

他の広律には業報を主題とする過去物語自体がほとんど説かれず、したがって説話に登場する独覚の用例は極めて乏しい状況にあるが³⁾、根本有部律には数多くの用例が存在する。黑白業をテーマとする過去物語に登場する独覚は損な役割を演じるケースが多々あり、罵声を浴びせられたり、急所を矢で射られたりと、

「黒業」を犯す対象として描かれるのである。このような場合は大概、神変を行使し、黒業を犯した者を悔い改めさせ、彼（彼女）に供養等の「白業」を積ませるのであるが、この「黒白業」が現世で異熟し、様々な苦楽を感受せしめたことがブツダによって説明されるという流れになっている。

たとえば Divy. 第 37 章 (582.6 ff.) の主人公ルドラーヤナは過去世で獵師であったが、独覚が森に住みつくことで動物が寄りつかなくなり、それに腹を立てた彼は独覚を毒矢で射抜き殺してしまう。しかし死ぬ直前に独覚は彼を憐れんで神変を示現し、それを見た彼は改心して独覚の遺体を供養し、舍利塔を建立し誓願を立てたが、この黒業の異熟として彼は長年地獄で苦しみ、さらに悪業の残余により今生では阿羅漢になりながらも刀で殺される一方、白業の異熟として裕福な家に生まれ、それが縁となって出家し、阿羅漢になったことが説かれる⁴⁾。これと同じように、黒白業の対象となる独覚の説話が『賢愚経』に見られるので、連結部分を中心にそれを紹介する。

第 8 話「波斯匿王女金剛品」

佛告大王。爾時女者今王女是。由其爾時惡不善心。毀咎賢聖辟支佛故自造口過。於是以來。常受醜形。後見神變。自改悔故。還得端正。英才越群。無能及者。由供養辟支佛故。世世富貴。緣得解脫。如是大王。一切衆生有形之類。應護身口勿妄爲非輕呵於人 (iv, 358b8-14)

第 14 話「降六師品」

如是大王。欲知爾時賣油人者。多羅睺施是。是時油師婦者。多羅睺施婦是。緣於爾時見辟支佛。言似株机手脚如軸。雖施油滓。瞋色與語。由是因緣。所生之處。初形甚醜。如前惡言。緣後懺悔喜施好油。所生之處。還得端正。緣以油施。常得多力。數千萬衆。無敢當者。福德報故。作轉輪王。食福四域。五欲從心。善惡之業。其報不朽。是故一切。當念道要。慎身口意。遵修道行 (iv, 365c26-366a5)

第 46 話「優婆斯兄所殺品」

佛告舍利弗。善聽善念。吾當爲汝具分別說。乃往過去無數世中。有辟支佛。出現於世。處在山林。修遂其志。時有獵師。恒捕禽獸。施設方計。望伺苟得。時辟支佛。驚其禽獸。令其獵師伺捕不得。便懷瞋恚。懊惱憤結。即以毒箭。射辟支佛。時辟支佛。心慙此人。欲令改悔。爲現神足。所謂飛行履虛。屈伸舒戟。出沒自在。神足變現。於時獵師。見是事已。心懷敬仰。恐怖自責。歸誠謝過。求哀懺悔。時辟支佛。受其懺悔。懺悔已竟。被毒而死。其人命終。便墮地獄。既出地獄。五百世中。常被毒死。至于今日。得阿羅漢道。猶爲毒蟲。見螫斷命。由興惡意。即還懺悔。而發誓願。使我來世遭值聖

師。所得神足。如今者故。今得值我。蒙獲道法 (iv, 417c17-418a3)

三つの用例はいずれも、(1) 黒業と白業を行使する対象として独覚が描かれている、(2) その異熟である苦果と楽果も併せて説かれている、(3) 黒業から白業の順で説かれている⁶⁾、という三点から有部系の説話と同じパターンであることが分かる。これも『賢愚経』が説一切有部系の伝承を継承していることを示す証左となるであろう⁷⁾。特に『賢愚経』第46話のように、独覚が殺されるというモチーフは有部系の説話文献に固有のものと考えられ、Divy.にも二例(第28章・第37章)存在するが、獵師が毒矢で独覚を射殺す点で、すでに紹介した第37章の用例はこの説話に酷似している。

③ 定型句 (その1): 「ブツダ」という音

これについてはすでに Hiraoka (2000) / 平岡 (2002: 359-368) / 平岡 (2003) 等で指摘したことがあるので詳細な説明は割愛するが、「彼は「ブツダ」という今まで聞いたことのない音を聞いて、全身の毛穴が粟立った (tasya buddha ity aśrutapūrvam ghoṣaṃ śrūtṃ sarvaromakūpaṇy āhr̥ṣṭāni)」という用例が有部系説話文献のみに存在し、「ブツダ (buddha)」が鳥肌を喚起させる音として機能するという用法が見られる。よってこの用例が『賢愚経』に確認できれば、その説話が有部系の伝承を継承していることになる。先ずは第21話「大光明王始発道心縁品」の用例であるが、これはブツダが何時、無上菩提の心を発こしたかを説明するジャータカであり、その過去物語には次のような話が見られる。

象の調教に失敗した象師に光明王(ブツダの本生)がその理由を尋ねると、象師は「象の身体は調教できたが、心までは調教できなかった」と告げる。光明王が「心身共に調御できる者はいるのか」という問いに対し、象師が「ブツダ」の名前を出すと、王は「ブツダ」の名前を聞いて鳥肌を立てたことが説かれている。原文は以下の通り。

王即問言。願復有人。亦能調身。兼調心不。白言大王。有佛世尊。既能調身。亦能調心。時光明王。聞佛名已。心驚毛豎。告言散闍。所言佛者。何種性生。散闍答言。佛世尊者。二種性生。一者智慧。二者大悲。勤行六事。所謂六波羅蜜。功德智慧。悉具足已。號之爲佛。既自能調。亦調衆生 (iv, 372c22-29)

もう一例は第48話「須達起精舎品」であるが、これは給孤独長者の入信説話である。用あって舎衛城から王舎城の護彌長者⁸⁾を訪れると、そこでは長者がブツダを食事に招待するため、家人が忙しく食事の用意をしていた。理由の分からない給孤独長者は護彌長者に「王でも招待するのか」と訊くと、ブツダと比丘の僧伽を招待するのだと答える。その件は以下の通り。

須達念言、今此長者、大設供具、欲作何等、將請國王太子大臣長者居士婚姻親戚、設大會耶、思惟所以、不能了知、而問之言、長者今暮、躬自執勞、經理事務、施設供具、爲欲請王太子大臣、答言不也、欲當婚姻親戚會耶、答言不也、將何所作、答言請佛及比丘僧、於時須達、聞佛僧名、忽然毛豎如有所得、心情悅豫、重問之言、云何名佛、願解其義、長者答言、汝不聞乎、淨飯王子、厥名悉達 (iv, 418c14-23)

下線で示したように、ここでも「ブツダ」という音が鳥肌を喚起させる音として機能していることが分かる。なおこの給孤独長者入信説話は広律すべてに見られ、この『賢愚経』の説話が『十誦律』および根本有部律とのみ一致することから、これが説一切有部の伝承を保有していることは一目瞭然である。

④ 定型句（その2）：富者

有部系の説話文献には富者を形容する定型句があるが、この中に「毘沙門天ほどの財を蓄え、毘沙門天の財に匹敵するほどであった (vaiśravaṇadhanasamudito vaiśravaṇadhanapratispardhi)」という表現が見られる。このように「毘沙門天」に言及して富の多さを強調するのは根本有部律のみであり、同じ有部系の律である『十誦律』や他の広律にはこのような用例がないことを平岡 (2002: 189-190) で指摘したが、これと同様の用例が第24話「沙弥守戒自殺品」に見られ、「我此舎中、多有珍寶金銀倉庫、如毘沙門天宮寶藏」(iv, 381a29-b1) とある。この用例はこの説話が根本有部律の伝承を引いていることを示している。

⑤ カニバリズム（人肉食）の説話

すべての広律には人肉食が禁止されるに至った因縁譚が説かれるが、同様の話が第22話「摩訶斯那優婆夷品」にも説かれている。そこでこれらすべてを比較

して、『賢愚経』の説話がどの律の話と最も近いかを確認することにより、この説話の部派を規定することができる。では人肉食の説話を比較してみよう。概ね同じ話なので、一々の説話をすべて引用することは避け、まずは共通のプロットを確認し、その後で相違点を対照表で比較する。

—プロットの骨子—

- ①敬虔な優婆夷(A)は、下剤を服用して衰弱していた病気の比丘に肉を布施しようとする。
- ②しかしその日はあいにく(B)という理由で殺生は禁止され、肉を購入できなかった。そこで彼女は自分の腿肉を刃物で切り落とし、それを料理して病気の比丘に与えると、彼は恢復し元気になるが、反対に彼女は病床に伏せることになる。
- ③彼女のしたことを知った夫の反応は(C)。
- ④その後、彼女の夫はブッダを食事に招待し、彼女は(D)元気を取り戻す。

—相違点(資料の比較)—

Reference (賢愚経: iv, 373a22 ff.)⁹⁾

パーリ律: Vinaya Piṭakam, i 216.28 ff.	十誦律: xxiii, 185c5 ff.
五分律: xxii, 148b10 ff.	根本説一切有部毘奈耶: xxiii, 3b26 ff.
四分律: xxii, 868c5 ff.	摩訶僧祇律: xxii, 486a24 ff.

(A) 優婆夷の名前(賢: 摩訶斯那(Mahāsenā))

パ: Suppiyā	十: 摩訶斯那(Mahāsenā)
五: 須卑(Suppiyā)	根: 大軍女(Mahāsenā)
四: 蘇卑(Suppiyā)	摩: 唎卑(Suppiyā)

(B) 殺生禁止の理由(賢: 斉日のために王がそう命じた)

パ: 特別な理由なし	十: 王がそう命じた
五: 王がそう命じた	根: 王子が生まれたので、王がそう命じた
四: 特別な理由なし	摩: その日は斉日であった

(C) 夫の反応(賢: 怒って仏教の悪口を言った)

パ: 彼女を称讃した	十: 怒って仏法僧を罵る
五: 彼女を心配した	根: なし
四: 彼女を称讃した	摩: 気絶した

(D) 彼女が恢復した理由(賢: ブッダの光明によって)

パ:ブツダを見て

十:ブツダに呼ばれていることに感激して

五:ブツダを見て

根:ブツダの神力で

四:ブツダが自分を呼んでいる

摩:彼女の肉を食べた比丘の神力でと考えて

先ず注目すべきは(A)「優婆夷の名前」である。他の広律が彼女の名前を Suppiyā とするのに対し、有部系の律は音訳と意識の違いはあるものの、いずれも Mahāsenā とするが、賢愚経は摩訶斯那 (Mahāsenā) とするので、『十誦律』の伝承に最も近い。次に注目すべきは(C)「夫の反応」である。賢愚経では事情を知った夫が腹を立て、仏教の悪口を言っているが、これと同じ伝承を有するのは『十誦律』だけであり、他の広律とはまったく一致しない。(D)「彼女が恢復した理由」については、賢愚経と重なる資料がない。また(B)「殺生禁止の理由」については、『賢愚経』と『摩訶僧祇律』とが一致するが、他の項目ではまったく重なる項目がないので、以上の比較から『賢愚経』にもっとも近いのは『十誦律』の伝承ということになる。

全体を比較すれば、『賢愚経』の話はかなり長く、物語としての修辞が施されているため、逐語的に『十誦律』の説話に対応するわけではないが、以上の比較から、基本的なプロットは十誦律の話を下敷きにし、それをもとに増広したのが『賢愚経』所収の説話と考えられるのである。

小結

以上、様々な観点から『賢愚経』を構成する説話の帰属部派について考察を加えたが、その結果、『賢愚経』の随所に説一切有部の痕跡が確認されることから、『賢愚経』を構成する説話、すなわち曇覚や威徳ら八人の僧が于闐での大法会において聴聞した胡語の説話は、説一切有部系のものであるものと見て大過はないと考えられる。では最後に、今回考察した『賢愚経』所収の説話における説一切有部の痕跡が、同じ説一切有部系の律である『十誦律』と根本有部律とでいかなる異同が見られるかを整理しておく。

	十誦律	根本有部律	
①平行話	○	◎	用例数及び内容に関する 『賢愚経』との距離感
②独覚の用例	×	◎	

③ 定型句 (1)	○	◎	◎ (非常に近い)
④ 定型句 (2)	×	◎	○ (やや近い)
⑤ 人肉食説話	◎	○	× (遠い)

こうして比較してみると、全体として『賢愚経』に見られる説一切有部の痕跡は『十誦律』よりは根本有部律の系統に近いことが分かるが、最後に考察した人肉食の説話はむしろ『十誦律』の伝承を踏まえている。説一切有部の律の成立に関してはまだ解明されるべき点が多いが、今回取り上げた『賢愚経』の用例のように、『十誦律』や根本有部律と説一切有部系の文献間における説話の異同を精査することは、説一切有部の律蔵の成立史を解明する一助となるであろう。

—略号および引用文献—

AdhV: The Gilgit Manuscript of the Śayanāsanavastu and the Adhikaravastu, R. Gnoli, Roma, 1978.

Divy.: Divyāvādāna: A Collection of Early Buddhist Legends, E. B. Cowell and R. A. Neil, Cambridge, 1886 (Reprint: Amsterdam, 1970).

Mv.: Le Mahāvastu, É Senart, 3 vols., Paris, 1882-1897.

SBhV: The Gilgit Manuscript of the Saṅghabhedavastu, 2 vols., R. Gnoli, Roma, 1977-1978.

佐々木閑 (1985): 『根本説一切有部律』に見られる仏伝の研究『西南アジア研究』24, 16-34.

出本充代 (1998): 「Avadānaśataka の梵漢比較研究」(博士論文: 京都大学)

干潟龍祥 (1978): 『改訂増補 本生経類の思想史的研究 附篇本生経類照合全表』(山喜房)

S. Hiraoka (2000): "The Sectarial Affiliation of Two Chinese Saṃyuktāgamas," Journal of Indian and Buddhist Studies, 49-1, 1-7.

平岡 聡 (2001): 「定型表現から見た説一切有部の律蔵」『印度学仏教学研究』50-1, 83-89.

平岡 聡 (2002): 『説話の考古学: インド仏教説話に秘められた思想』(大蔵出版)

平岡 聡 (2003): 『雑阿含経』と説一切有部の律蔵『印度学仏教学研究』51-2, 215-220.

※ 漢訳は『大正新修大蔵経』, パーリ仏典は PTS 版を用いた。

- 1) 『賢愚経』を構成する個々の説話はインドや中央アジアに起源を持つが、「賢愚経」という名の経典自体はインドや中央アジアには存在しないので、本論のタイトルを『賢愚経』の帰属部派とはせず、「『賢愚経』を構成する説話の帰属部派」とした。
- 2) 『賢愚経』と『撰集百緣経』との間にも多くの平行話があることは古くより指摘されていたが、『撰集百緣経』の訳者は、その原典である Avadānaśataka から漢訳する際、『賢愚経』を参照したことを出本 (1998: 126-132) は論証している。

- 3) 管見の及ぶ限り、『五分律』(xxii, 151a14 ff.) に白業(食事の供養)→楽果(天界への再生), 『四分律』(xxii, 872c21 ff.) に白業(食事の供養)→楽果(不思議な力の獲得), 『摩訶僧祇律』(xxii, 529a9 ff.) に白業(食事の供養)→楽果(天界への再生)という説話が説かれるのみである。
- 4) 平岡(2002: 229-233) 参照。Divy. 第7章と第10章の過去物語では独覚が供養の対象としてのみ説かれているが、第13章・第21章・第28章・第36章(用例2つ)・第37章(用例2つ)では独覚が何らかの悪業の対象となり、損な役割を演じることの方がはるかに多い。
- 5) すでに注で指摘した『摩訶僧祇律』にも独覚が黒業と白業の対象となる話が見られるが(xxii, 529a9 ff.), これは異なる二人が同じ独覚に対してそれぞれ白業と黒業を個別に行っており、白業→楽果は説かれるが、黒業→苦果は説かれていない。
- 6) 初期經典中に散見される独覚タダラシキンの話(例えば Samyutta-nikāya, i 92.3 ff.)の基本的なモチーフは「長者が彼に食事の布施をするが、後に布施したことを後悔する」というものであるから、これは白業から黒業という流れで説かれており、有部系の説話とは系統が異なる。なお大衆部系の Mv. には「白業→黒業→白業」という複雑な内容の説話もある(Mv., iii 170.18 ff.)。
- 7) もう一つ独覚の用例が『賢愚経』に存在するが(iv, 435a10 ff.), そこでは独覚が供養(白業)の対象としてのみ描かれている。
- 8) ここで『賢愚経』は相手の長者の名前を「護彌」とする。この給孤独長者の入信説話は広律のすべてと『雜阿含経』『別訳雜阿含経』『出曜経』に見られるが、この長者の固有名詞に言及するのは『摩訶僧祇律』と『別訳雜阿含経』のみであり、『摩訶僧祇律』は「鬻度」(xxii, 415b4), 『別訳雜阿含経』は「護彌」(ii, 440b4)とするので、『賢愚経』と『別訳雜阿含経』との間には何らかの関係が認められる。
- 9) 以下、比較表では資料名を最初の文字のみで示す(例えばパーリ律は「P」)。
- 10) 佐々木(1985)や平岡(2001)を参照されたい。

※『賢愚経』第7話「須闍提品」は大乗經典の『大方便仏報恩経』に由来する可能性があること、また Haribhaṭṭa-jātakamālā をソースにしている説話が『賢愚経』にあることをハーンが指摘していることなどを、九州大学・岡野潔氏より御教授いただいた。また本稿の元になった学術大会での発表に対し、東洋大学・岩井昌悟氏や東京農業大学・山部能宜氏から有益な示唆や情報を頂戴した。この紙面を借りて感謝申し上げます。

〈キーワード〉 賢愚経 説一切有部 十誦律 根本有部律

(京都文教大学教授, 博士(文学))

64. The Sectarian Affiliation of Stories Contained in the *Xianyu jing* (賢愚經)

Satoshi HIRAOKA

The aim of this paper is to examine the sectarian affiliation of stories contained in the *Xianyu jing* (賢愚經), paying attention to the use of narratives and clichés in the extant Vinayas. If, for instance, we find the same story in both a sūtra of an unknown sect and in all the extant Vinayas, and we can confirm that the recension of the sūtra shares certain parallels in terms of the narrative and stock phrases with only one Vinaya, then the sūtra can be safely ascribed to that sect. Here I would like to show some examples which may offer sufficient evidence to support the claim that the stories contained in this sūtra are indeed to be ascribed to the Sarvāstivādins.

65. Relationship of Avadānamālās to the *Avadānakalpalatā*

Kiyoshi OKANO

When were the avadānamālās, i.e. the *Kalpadrūmāvadānamālā*, *Ratnāvadānamālā*, *Ratnāvadānatattva*, *Aśokāvadānamālā* and so on composed? For a solution to this problem I have attempted to confirm the relationship between chapters of avadānamālās and the *Avadānakalpalatā* (A.D. 1052). I have searched through avadānamālās for verses borrowed from the *Avadānakalpalatā*. A conclusion of this paper is the following. I call all chapters of the ‘*Bodhisattvāvadānakalpalatā*-affiliation’ in many avadānamālās group B, and all chapters of the ‘*Avadānaśataka*-affiliation’ in avadānamālās group A. Both groups A and B were composed in Nepal after 1052, which is to say, after the *Avadānakalpalatā*. Group B was composed doubtlessly later than 1302, in which year the oldest Nepalese ms. of *Avadānakalpalatā*, Cambridge Add. 1306, was written. The borrowing of verses from the *Avadānakalpalatā* in group B coincides with the fact that ms. Add. 1306 lacks the first 40 chapters. Group A was composed probably between 1052 and 1302. The seven extra leaves 199*-205* of ms. Add. 1306 can be a proof that the